



平成 22 年 11 月 1 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 20 番 3 号
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
代表取締役社長 矢嶋 弘毅
(コード 4281 JASDAQ)
問い合わせ先 戦略統括本部 IR 担当
Tel: 03-5449-6300 email: ir_inf@dac.co.jp

公開買付届出書の訂正届出書の提出及び「株式会社アイレップ株券等に
対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社(本社:東京都渋谷区、代表取締役社長:矢嶋弘毅 以下、「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、株式会社アイレップ(コード 2132 JASDAQ 本社:東京都渋谷区、代表取締役社長:紺野俊介 以下「対象者」といいます。)の株式及び新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第 27 条の 8 第 2 項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書(以下「本訂正届出書」といいます。)を平成 22 年 11 月 1 日付で関東財務局長に提出いたしました。なお、本訂正届出書の提出は、本公開買付けの買付条件等(法 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義されます。)を変更するものではありません。

本訂正届出書の提出に関連して、本訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものついて、法 27 条の 8 第 11 項に基づき、下記のとおりお知らせいたします。

また、併せて、当社が公表した平成 22 年 10 月 27 日付「株式会社アイレップ株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を訂正いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るもの

平成 22 年 10 月 28 日付「公開買付開始公告」の内容を訂正する形で記載しております。訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(14) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正法を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第 10 条第 2 項に基づき、本公開買付けによる株式取得に関



する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日間を経過するまでは対象者の株式を取得することができません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「待機期間」といいます。)

公開買付者は、平成22年10月1日(金曜日)付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されています。従って、待機期間は原則として平成22年10月31日(日曜日)の経過をもって終了する予定です。本公開買付けによる対象者普通株式の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。なお、公開買付期間満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から対象者普通株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡等を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」が得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又ニ定める「イからりまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法的開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合に該当する事実をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正法を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、本公開買付けによる株式取得に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日間を経過するまでは対象者の株式を取得することができません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「待機期間」といいます。)

公開買付者は、平成22年10月1日(金曜日)付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されており、待機期間は平成22年10月31日(日曜日)の経過をもって終了いたしました。本公開買付けによる対象者普通株式の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。なお、公開買付期間満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から対象者普通株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡等を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」が得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。もともと、公開買付者は、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けておりませんので、上記待機期間の終了により、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は終了しております。

また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又ニ定める「イからりまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法的開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合に該当する事実をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

II. 平成 22 年 10 月 27 日付「株式会社アイレップ株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正
訂正箇所には下線を付しております。

2. 買付け等の概要

(9) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正法を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第 10 条第 2 項に基づき、本公開買付けによる株式取得に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第 8 項により事前届出受理の日から原則として 30 日間を経過するまでは対象者の株式を取得することができません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「待機期間」といいます。)

公開買付者は、平成 22 年 10 月 1 日(金曜日)付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されています。従って、待機期間は原則として平成 22 年 10 月 31 日(日曜日)の経過をもって終了する予定です。本公開買付けによる対象者普通株式の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。なお、公開買付期間満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から対象者普通株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡等を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」が得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号又ニ定める「イからリまでに掲げる事実¹に準ずる事実²」とは、対象者が過去に提出した法的開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合に該当する事実をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正法を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第 10 条第 2 項に基づき、本公開買付けによる株式



取得に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日間を経過するまでは対象者の株式を取得することができません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「待機期間」といいます。)

公開買付者は、平成22年10月1日(金曜日)付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されており、待機期間は平成22年10月31日(日曜日)の経過をもって終了いたしました。本公開買付けによる対象者普通株式の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。なお、公開買付期間満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から対象者普通株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡等を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」が得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。もともと、公開買付者は、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けておりませんので、上記待機期間の終了により、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は終了しております。

また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法的開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合に該当する事実をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以上